

鵜飼観覧船の高付加価値化を目的としたデザイン・改造等業務委託 基本仕様書

1 業務の名称

鵜飼観覧船の高付加価値化を目的としたデザイン・改造等業務委託

2 業務場所

岐阜市長が指定する場所

3 委託期間

契約締結日から令和4年2月10日まで

4 業務の目的

ぎふ長良川の鵜飼は1300年を超える歴史を誇り、日本遺産【「信長公のおもてなし」が息づく戦国城下町・岐阜】の重要な構成要素に位置付けられている。

本業務は、持続可能な鵜飼観覧船事業を実現するため、既存鵜飼観覧船を改造（高付加価値化）することにより富裕層、女性客、外国人を主なターゲットとする高級鵜飼観覧船（以下「高級船」という。）を就航させ、乗船客の満足度向上と経営収支の改善を図ることを目的とする。

5 業務の範囲・内容

(1) 既存鵜飼観覧船の改造による高付加価値化

既存の鵜飼観覧船を改造し、高付加価値化（高級化）する。改造する鵜飼観覧船は以下の木造船3隻とする。また、改造は各鵜飼観覧船の客室部内装（テーブル・床板など船体に付属するもの）及び屋形部分のみとし、船体は塗装等簡易な補修に留め既存のまま使用すること。

また、高級船はこの改造により旅客定員を従来の半数とするほか、貸切専用船として通常の鵜飼観覧船と異なる特別な運用等を行うことから、乗船料を従来の1.5倍（1人当たりの乗船料は実質3倍）に設定している。このことを踏まえ、乗船客が特別感や満足感を得られる高級船とすること。

〈改造する既存の鵜飼観覧船〉

船名	旅客定員	改造後定員	材質等	船（全長）	船体の幅	登録年月日
信長丸	30人	15人	木造	15.9m	2.7m	平成29年4月10日
道三丸	30人	15人	木造	15.8m	2.7m	平成27年4月7日
暁雲丸	20人	10人	木造	14.0m	2.5m	平成28年4月6日

(2) 高級船の維持管理に対する対策

高級船は川に係留し保管するため、日光による劣化、風雨に起因するカビの繁殖等が想定されることから、運航しない日中の客室部への日光の入り込みや、荒天時の風雨の入り込みを防止する目的で、主に客室部を保護する船囲い等を設置すること。なお、船囲い等は、容易に取り外しが可能

な仕様とすること。この他、運航・係留時に他の鵜飼観覧船と接触することによる屋形部分等の破損を防ぐための設え（安全棒等）を施すこと。

（３）改造図面の作成

（１）、（２）の実施に必要となる改造図面（デザイン図・平面図・立面図）を作成すること。なお、改造する既存の鵜飼観覧船は全て設計図面が無いため、契約後に発注者と協議のうえ採寸を行い、１隻毎に作成すること。

（４）その他

鵜飼観覧船の改造は、（３）の改造図面を発注者に提出し内容の確認を受けた後に実施すること。なお、高級船は安全運航のため、法定備品を備えるなど船舶検査に適合する必要があることから発注者の求めに応じ必要となる資料等を提出すること。

また、改造により高級船にテーブル・イス等を備え付ける場合は運航による落下や移動を防ぐため、出来る限り固定できる仕様とすること。なお、高級船の法定備品は、係船ロープ２本のほか、旅客定員分の小型船舶用救命クッション、小型船舶用救命浮環１個、小型船舶用消火器１本、消火用赤バケツ１個、笛１個、白色灯などである。これら法定備品については白色灯を除き発注者が準備するが、その収納等について留意すること。

6 与条件

（１）屋形部分の取り壊し、処分及び鵜飼観覧船の陸への引き上げ等

既存鵜飼観覧船の改造を行うために必要となる屋形部分の取り壊し、処分及び鵜飼観覧船の陸への引き上げ、改造後の川への引き下ろしは発注者が行うこととする。なお、これらの履行にあたっては、発注者と事前に十分な協議を行うこと。

（２）改造場所の貸与

委託期間において受注者が希望する場合、改造場所として岐阜市鵜飼観覧船造船所（岐阜市湊町391-4及び391-7）の一部（90㎡程度：屋根付き）を使用することが出来る。なお、工具等は使用出来ないため持ち込みとなる。また、改造場所を使用できる時間は平日の午前9時～午後5時とし、年末年始（12月29日～1月3日）を除くものとする。

7 著作権等

本業務の実施による高級船及び改造図面の著作財産権は、発注者に帰属する。なお、発注者は、受注者と協議の上、広報宣伝を目的とした二次利用を行うことが出来るものとし、契約期間内においても同様とする。

8 委託料の支払いについて

本業務の委託料については、受注者の求めに応じ、契約金額の10分の3以内の前払金を支払うことが出来るものとし、残額については業務の完了検査後に一括して支払うものとする。

9 機密の保持

受注者は、本業務（再委託をした場合を含む）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的外に利用し、または第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、破損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

10 留意事項

- (1) 契約金額には、材料費、施工費、交通費、通信費、事務消耗品費等業務に係る必要経費の一切を含むものとする。
- (2) 本業務の全部を第三者に委託してはならない。なお、本業務の一部を第三者に委託する場合は、発注者に書面により申請し、承認を得ること。
また、承諾の際に、委託業務内容及び第三者の業者名を明記した書面とともに、第三者の身元を明らかにする資料等の提出を求める。
- (3) 本業務において、この仕様書の解釈及び記載が無い事項等に関して疑義が生じた場合は、発注者と受注者において別途協議の上、対応するものとする。
- (4) 受注者は、本仕様に定めのない事項であっても、発注者が必要と認め指示する事項については、契約金額の範囲内で実施するものとする。
- (5) 受注者は、岐阜市公契約条例等関係法令を遵守すること。
- (6) 受注者は、本業務に実際に従事する者の雇用に際し、労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、健康保険法、厚生年金保険法、雇用保険法、労働者災害補償保険法などの関係法令を遵守すること。